

## 平成31年第1回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 平成31年1月25日(金)午後3時33分から4時10分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員(13人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	野町 亜理
会長職務代理者	3番	大久保 暢夫
	4番	千光士 伊勢男
	5番	西岡 大作
	6番	栗山 浩和
	7番	福本 隆憲
	8番	渡辺 禎宏
	9番	山内 芳幸
	10番	有澤 節子
	12番	樋口 なぎさ
	13番	小松 茂雄
	14番	竹内 忠吉

4. 欠席農業委員(1人)

11番 西岡 秀輝

5. 出席農地利用最適化推進委員(7人)

伊尾木	黒岩	榮之
川北	中平	秀一
土居	森澤	和義
井ノ口	小松	昌平
畑山	小松	光正
穴内	長野	榮徳
赤野	大野	實

6. 議事日程

議案第1号	農地法第4条第1項許可申請について
報告第2号	農地法第18条第6項解約通知報告について
議案第3号	農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について
報告第4号	農用地利用配分計画について
議案第5号	非農地証明願について
その他	

## 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久  
事務局次長兼振興係長 小松 幸司  
事務局農地係長 岡田 元一

## 8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数14人、出席者数13人です。欠席委員は、11番西岡秀輝委員で、所要のため欠席との連絡がございました。

次に事務の概要報告をいたします。

1月9日から10日にかけて、東京都で女性登用促進研修会が開催され、野町会長職務代理が出席しております。

1月22日に、高知市で11市農業委員会協議会が開催され、内川会長と岡田係長が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日1日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に樋口なぎさ委員及び小松茂雄委員を指名いたします。

それでは、議案第1号、農地法第4条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（岡田）

議案第1号の4条申請について説明いたします。

今回は2件申請が提出されています。議案書は1ページをご覧ください。今回の2件は隣り合う農地であり、所有者も兄弟同士、転用後の計画も一体的に駐車場として利用するというものです。

申請番号1番のご説明をさせていただきます。

申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、転用目的は駐車場用地としての整備です。

農地の転用は1筆で面積は336.00㎡です。2ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますのでご確認ください。

場所は宝永町の、ロキロキ橋から県立あき総合病院へ向けて西に進んだ、ごめんなはり線路北側に位置にしています。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地であると判断しています。理由は街区の面積に占める宅地の割合が49.7%であ

り、40%を超えるという農地区分判断の基準を満たすためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

- ① の理由についてですが、申請者は県外に住んでいるため当該申請地を農地として管理することが困難であり、周囲のマンションや県立あき総合病院の関係者の駐車場需要が見込めることから駐車場として転用したいとの申し出であります。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。
- ② の資力や信用につきましては、申請者名義の預貯金通帳の写しを確認し、資金面で問題はないと判断しています。
- ③ の遅滞なく行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用が確実に行われると判断いたしました。
- ④ の計画面積の妥当性につきましては、駐車場用地として転用面積が妥当であると判断しました。
- ⑤ の周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は今回同時に転用申請をしている転用申請地であり、さらにその東側は農地ですが所有者からは隣地同意書が提出されています。西側は雑種地であり、南側は鉄道用地、北側は市道を挟んで宅地となっています。降雨は地中浸透として処理する計画であり、排水を生じる施設は設置しません。また、当該申請地へは北側に隣接する市道から進入する計画です。これらのことから当該転用計画の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

3の特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業施行地ではありません。

4の申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域内となっています。

5の申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

6の総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

現地確認は平成30年12月13日に渡辺禎宏委員、森澤和義委員にさせていただきました。なお、本案件は前回の12月定例会に向けて申請されていましたが現地調査後に申請者から造成計画に変更が生じたとして取り下げがあり、今回、改めて申請があった次第です。

続きまして申請番号2番のご説明をさせていただきます。

申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、転用目的は駐車場用地としての整備です。

農地の転用は1筆で面積は243.00㎡です。2ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますのでご確認ください。

場所及び農地区分等につきましては申請番号1番と同じですので説明

を省略させていただき、違いのある「周辺農地への支障」につきましてご説明します。

当該申請地の東側は農地ですが隣地同意書が提出されています。西側は今回同時に転用申請をしている農地であり、さらにその西側は雑種地です。南側は鉄道用地、北側は市道を挟んで宅地となっています。降雨は地中浸透として処理する計画であり、排水を生じる施設は設置しません。また、当該申請地へは北側に隣接する市道から進入する計画です。これらのことから当該転用計画の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

3の特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業施行地ではありません。

4の申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域内となっています。

5の申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

6の総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

なお、現地確認は申請番号1番と同様であります。

議長  
8番渡辺委員

現地確認委員の報告を渡辺禎宏委員、お願いします。

事務局の岡田さんと現地を確認してきました。報告のとおりです。

議長  
4番千光士委員  
事務局（岡田）

それでは、審議をお願いします。

ここは既に駐車場になってないか？車が停まってないか？

いえ、それは申請地の西側の雑種地ではないでしょうか。そちらは既に駐車場になっていますが、申請地には車も停まっていません。

4番千光士委員  
事務局（岡田）

近くに農地があるが、雨水処理はどうなっているか？

雨水処理につきましては、表面は砕石敷きのみでコンクリート等を打たないので、地中浸透です。また、隣地の農地の所有者からは隣地同意書が提出されています。

4番千光士委員  
議長

それならば構わない。

他になければ、採決いたします。議案第1号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長

はい、全員賛成です。よって、議案第1号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項解約通知報告について、事務局が説明いたします。

事務局（小松） 報告第2号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明いたします。議案書は3ページになります。今回は2件出ておりますが、農地中間管理機構を経由して貸借を行っていた農地の解約となるため、申請番号1番はまず耕作者である賃借人が農地中間管理機構に農地を返すた

めの解約で、申請番号2番は、今度は農地中間管理機構が元々の農地の所有者に農地を返すための解約となっております。

このため、どちらも対象農地は同じ赤野の1筆です。地目は田で、面積は2,918㎡のうち1,036㎡となっております。

当初は平成28年7月26日から平成31年7月31日までの約3年間の賃貸借権が設定されておりましたが、レンタルハウス事業活用による借入面積変更のため一旦合意解約の通知が提出されたものです。今後、同一の借り手による面積変更後の申請が提出される予定です。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの報告第2号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長

質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(小松)

議案第3号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について説明いたします。今回は9件申請が出ております。議案書は4ページからになります。

申請番号1番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野甲の農地1筆で、地目は田で、面積は2,524㎡です。

ナスを栽培する予定で、10年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり米6俵代の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、6ページの左側に地図がございます。レストラン矢流から大夫屋地に向けて上がっていたところにある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号につきましては、別紙のA3の調査書で説明します。

まず、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につきましては、期間は10年ですが双方同意しているので適当と思われれます。

借賃算定基準につきましては、赤野地区のナスの賃借料平均は10a当たり米6.36俵代に対し、本件は10a当たり米6俵代であります。双方同意しているので適当と思われれます。

借賃の支払方法につきましては、毎年12月末に現金で支払うため適当と思われれます。

次に、全部効率利用要件につきましては、賃借人は、ナスを栽培しております。耕作すべき全ての農用地(6,322㎡)を耕作しています。今回の申請地(2,524㎡)でも、ナスを栽培する予定で、農作業に従事する家族の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作するものと見込まれま

す。

次に、農作業常時従事要件につきましては、賃借人の農作業従事日数は年間300日の予定でありまして、賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

申請番号2番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地2筆で、地目はどちらも田で、面積は合計2,029㎡です。

借受人は新規就農者で、これまではサポートハウスを利用していましたが、今回の申請地にレンタルハウスを建てる計画です。

ナスを栽培する予定で、15年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり米6俵代の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、6ページの右側に地図がございます。

J A安芸集出荷場の北西に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号につきましては、別紙のA3の調査書で説明します。

まず、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につきましては、期間は15年ですが双方同意しているのが適当と思われま

す。借賃算定基準につきましては、土居地区のナスの賃借料平均は10a当たり米6俵代に対し、本件は10a当たり米6俵代でありますので適当と思われま

す。借賃の支払方法につきましては、毎年12月末に口座振込で支払うため適当と思われま

す。次に、全部効率利用要件につきましては、賃借人は、ナスを栽培しておりまして、耕作すべき全ての農用地(2,121㎡)を耕作しています。今回の申請地(2,029㎡)では、ナスを栽培する予定で、農作業に従事する家族の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作するものと見込まれま

す。次に、農作業常時従事要件につきましては、賃借人の農作業従事日数は年間300日の予定でありまして、賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

申請番号3番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり伊尾木の農地1筆で、地目は田で、面積は2,532㎡です。

ナスを栽培する予定で、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり米6俵代の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、7ページの左側に地図がございます。伊尾木保育所の北東に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号につきましては、別紙のA3の調査書で説明します。

まず、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につ

しては、期間は5年ですが、安定して耕作できるため適当と思われます。

借賃算定基準につきましては、伊尾木地区のナスの賃借料平均は、10a当たり米6.04俵代に対し、本件は10a当たり米6俵代ですが、双方同意しているため適当と思われます。

借賃の支払方法につきましても、毎年12月末に口座振込で支払うため適当と思われます。

次に、全部効率利用要件につきましては、賃借人は、ナスを栽培しております。耕作すべき全ての農用地(9,107㎡)を耕作しています。今回の申請地(2,532㎡)でも、ナスを栽培する予定で、農作業に従事する家族の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作するものと見込まれます。

次に、農作業常時従事要件につきましては、賃借人の農作業従事日数は年間300日の予定でありまして、賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

申請番号4番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり黒瀬の農地7筆で、地目は全て田で、面積は合計1,830㎡です。ユズを栽培する予定で、10年間の賃貸借契約をし、賃借料は、7筆で年間20,000円の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、7ページの右側に地図がございます。黒瀬橋を渡ってすぐ、黒瀬集落に入ってすぐに点在している農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号につきましては、別紙のA3の調査書で説明します。

まず、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につきましては、期間は10年ですが、双方同意しているため適当と思われます。

借賃算定基準につきましては、ユズの賃借料平均は10a当たり23,030円であり、本件は10a当たり約10,929円ですが、双方同意しているため適当と思われます。

借賃の支払方法につきましては、毎年12月末に現金で支払うため適当と思われます。

次に、全部効率利用要件につきましては、賃借人は、ユズを栽培しており、耕作すべき全ての農用地(10,369.78㎡)を耕作しています。今回の申請地(1,830㎡)でも、ユズを栽培する予定で、農作業に従事する家族の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作するものと見込まれます。

次に、農作業常時従事要件につきましては、賃借人の農作業従事日数は年間300日の予定でありまして、賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

申請番号5番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり入河内の農地7筆で、地目は田と畑で、面積は合計2,360㎡です。ユズを栽培する予定で、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり50,000円の条件で再設定する計画です。

所在地につきましては、8ページに地図がございます。入河内地区内に点在している農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号につきましては、別紙のA3の調査書で説明します。

まず、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につきましては、期間は5年ですが、安定して耕作できるため適当と思われま

ず。借賃算定基準につきましてはユズの賃借料平均は10a当たり23,030円であり、本件は10a当たり50,000円ですが、双方同意しているため適当と思われま

ず。借賃の支払方法につきましては、毎年12月末に口座振込で支払うため適当と思われま

ず。次に、全部効率利用要件につきましては、賃借人は、ユズを栽培しており、耕作すべき全ての農用地(3,677㎡)を耕作しています。今回の申請地(2,360㎡)でも、ユズを栽培する予定で、農作業に従事する家族の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作するものと見込まれます。

次に、農作業常時従事要件につきましては、賃借人の農作業従事日数は年間300日の予定でありまして、賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

次の申請番号6番から8番までは、借受人が同じであり、隣接地で一体的利用をしているため3件をあわせて説明いたします。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり僧津の農地3筆で、地目は全て田で、面積は合計3,406㎡です。

タバコを栽培する予定で、1年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり米3俵代の条件で再設定する計画です。

所在地につきましては、9ページに地図がございます。高知農材の西に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号につきましては、別紙のA3の調査書で説明します。

まず、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につきましては、期間は1年ですが双方同意しているため適当と思われま

ず。借賃算定基準につきましては、タバコの賃借料平均は10a当たり米3俵代に対し、本件は10a当たり米3俵代でありますので適当と思われま

ず。借賃の支払方法につきましては、毎年12月末に口座振込で支払うため適当と思われま

次に、全部効率利用要件につきましては、賃借人は、タバコを栽培しておりまして、耕作すべき全ての農用地(22,520㎡)を耕作しています。今回の申請地(3,406㎡)でも、タバコを栽培する予定で、農作業に従事する家族の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作するものと見込まれます。

次に、農作業常時従事要件につきましては、賃借人の農作業従事日数は年間200日の予定でありまして、賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。

申請番号9番です。

この案件は、農地中間管理事業を活用した案件となります。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北甲の農地1筆で、地目は田で、面積は6,628㎡です。

作物はピーマンを栽培する予定をしておりまして、15年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり60,000円で新規設定する計画です。なお、転借人予定者につきましては、調査書に記載のとおりです。

所在地につきましては、10ページに地図がございます。川北保育所の西にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号につきましては、お配りしましたA3の農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書で説明いたします。

まず、安芸市の基本構想との関係です。利用権の期間設定につきましては、期間は15年ではありますが、双方同意しているので適当と判断しております。

借賃算定基準につきましては、ピーマンの賃借料平均はありませんが、その他施設園芸作物の賃借料平均は10a当たり69,900円であり、本件は、10a当たり60,000円ではありますが、双方同意しているので適当と思われる。

借賃の支払方法につきましては、毎年払いで口座振込で支払うため適当と思われる。

次に、全部効率利用要件と農作業常時従事要件につきましては、農地中間管理機構である譲受人が農地中間管理事業を実施するために利用権の設定等を受ける場合、要件は適用されないとなっておりますので、特に問題ありません。

以上、調査書に記載してありますとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、全ての案件で農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長

それでは、審議をお願いします。

(異議なし)

議長

別になければ、採決いたします。議案第3号、農業経営基盤強化促

進法農用地利用集積計画決定について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

はい、全員賛成です。よって、議案第3号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。続きまして、報告第4号、農用地利用配分計画について、事務局が説明をいたします。

事務局（小松）

報告第4号、農用地利用配分計画について説明いたします。議案書は11ページになります。今回は1件提出されております。議案書では2件の表示になっていますが、12月の定例会で説明しました所有者不明農地の案件ですので、1件扱いします。このため、1-1、1-2と記載しております。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり奈比賀の農地7筆で、地目は全て田で、面積は合計2,627㎡です。野菜を栽培する予定で、5年の賃貸借契約をし、10a当たり1,000円の条件で設定する計画です。

12月の定例会で議案として、農地中間管理機構である高知県農業公社に貸し付けることをご確認いただきました。このたび、12月25日付けで、高知県知事から借受人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

以上です。

議長

ただいまの報告第4号について、質問、意見等がございましたらよろしく願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、議案第5号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（岡田）

議案第5号、非農地証明願について説明いたします。今回は3件申請が提出されています。議案書は12ページをご覧ください。

申請番号1番です。現地の写真をお配りいたします。申請人、申請地は記載のとおりで、場所は川北甲の川北保育所から北30mの位置にあります。土地は2筆で、登記簿地目は田及び畑、現況地目は宅地であり、住宅用地となっています。地図は13ページをご覧ください。昭和47年5月に居宅を建築した際に申請地に倉庫を建築して現在に至ります。安芸市税務課資産税係で固定資産税課税台帳を確認したところ、記録の残る平成14年度以降は宅地として課税されておりました。これらことから安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断いたします。現地確認は平成31年1月15日に福本隆憲委員、西岡秀輝委員、黒岩榮之

委員にさせていただきました。

申請番号2番です。現地の写真をお配りいたします。申請人、申請地は記載のとおりで、場所は土居の市営住宅桐ヶ内団地から東側30mの位置にあります。土地は2筆で、登記簿地目は田、現況地目は雑種地です。地図は13ページをご覧ください。

平成7年より駐車場として利用し現在に至ります。安芸市税務課資産税係で固定資産税課税台帳を確認したところ、平成15年度課税以降は雑種地として課税されていました。これらのことから安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地確認は平成31年1月15日に福本隆憲委員、西岡秀輝委員、黒岩榮之委員にさせていただきました。

申請番号3番です。現地の写真をお配りいたします。申請人、申請地は記載のとおりで、場所は井ノ口甲の井ノ口公民館から東側30mの位置、栃ノ木堰土地改良区事務所の東隣にあります。土地は1筆で、登記簿地目は畑、現況地目は宅地です。地図は14ページをご覧ください。

昭和41年6月に隣接地に居宅を建築した際に申請地を宅地として整備して現在に至ります。安芸市税務課資産税係で固定資産税課税台帳を確認したところ、記録の残る平成14年度以降は宅地として課税されていました。これらのことから安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断いたします。現地確認は平成31年1月15日に福本隆憲委員、西岡秀輝委員、黒岩榮之委員にさせていただきました。

- 議長 現地確認委員の報告を、福本隆憲委員、お願いします。
- 7番福本委員 西岡委員、黒岩委員、事務局の岡田さんと現地を確認してきました。報告のとおりです。
- 議長 それでは、審議をお願いします。  
(異議なし)
- 議長 別になければ、採決いたします。議案第5号、非農地証明願について、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)
- 議長 はい、全員賛成です。よって、議案第5号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。
- 議長 以上で、議案審議は終了いたしました。  
それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。
- 事務局(小松) 来月の定例会は2月25日(月)の午後1時30分から行います。出席をよろしくをお願いします。
- 事務局(岡田) このあと午後5時30分から意見交換会を魚里で行います。  
次に、安芸郡市農業委員会視察研修についてですが、今年は2月22日(金)に日高村に行く予定となっております。主な作物はトマトで

す。どなたか参加希望の方はいらっしゃいませんか。

2 番野町委員  
事務局（小松）

私と、有澤節子委員、樋口なぎさ委員の3名で参加したいです。

他に参加希望の方はいらっしゃいませんか。いなければ、野町委員、有澤委員、樋口委員の3名と事務局の岡田とで参加してもらいようにします。

事務局（岡田）

高知県農業担い手サミットの資料をお手元にお配りしております。今回は2月26日と27日に安芸市での開催となりますので、積極的な参加をよろしくお願いします。なお、参加希望の方は2月12日（火）までに事務局へ連絡をお願いします。

議長

以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。